

獨・澳併合の眞相に就いて(一)

思想研究所調査

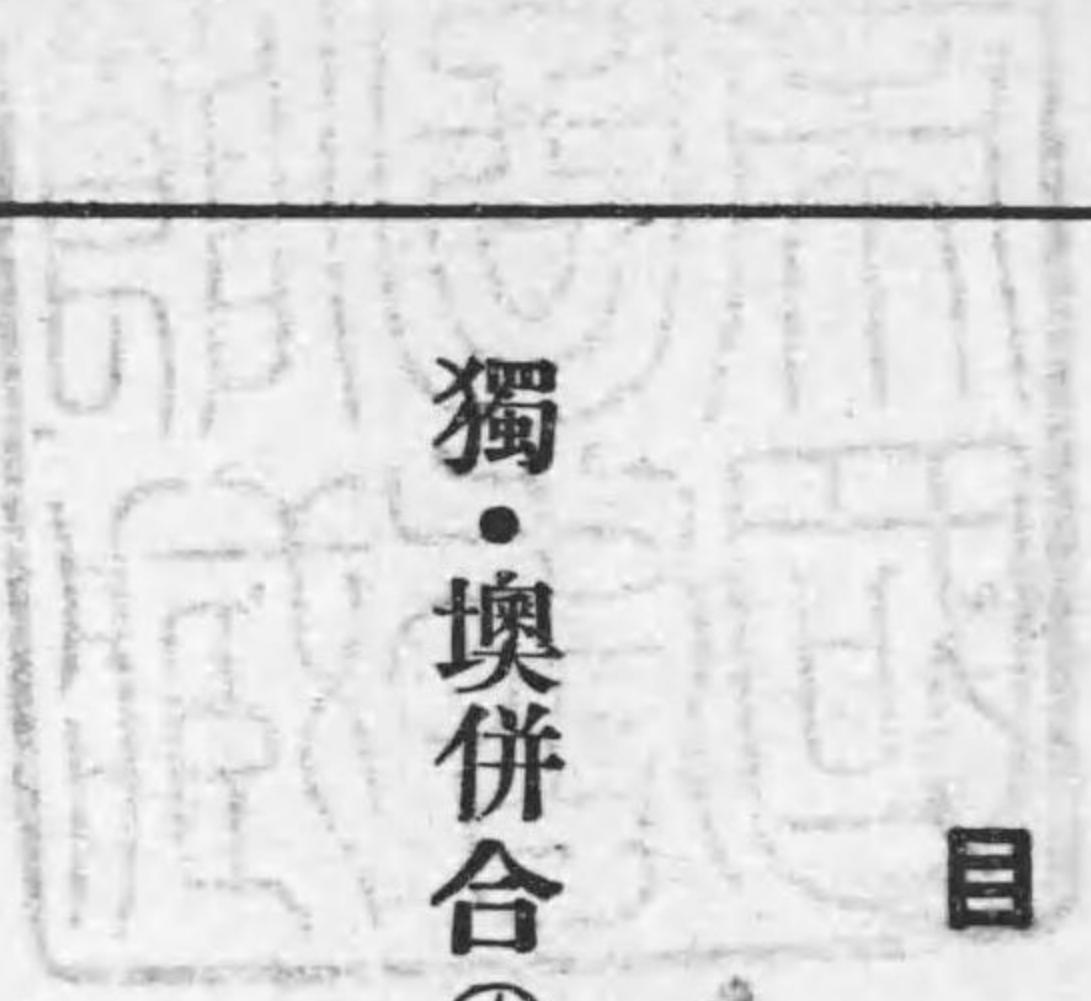
特255

851

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
11 12 13 14 15 16 17 18 19 20
m cm

始



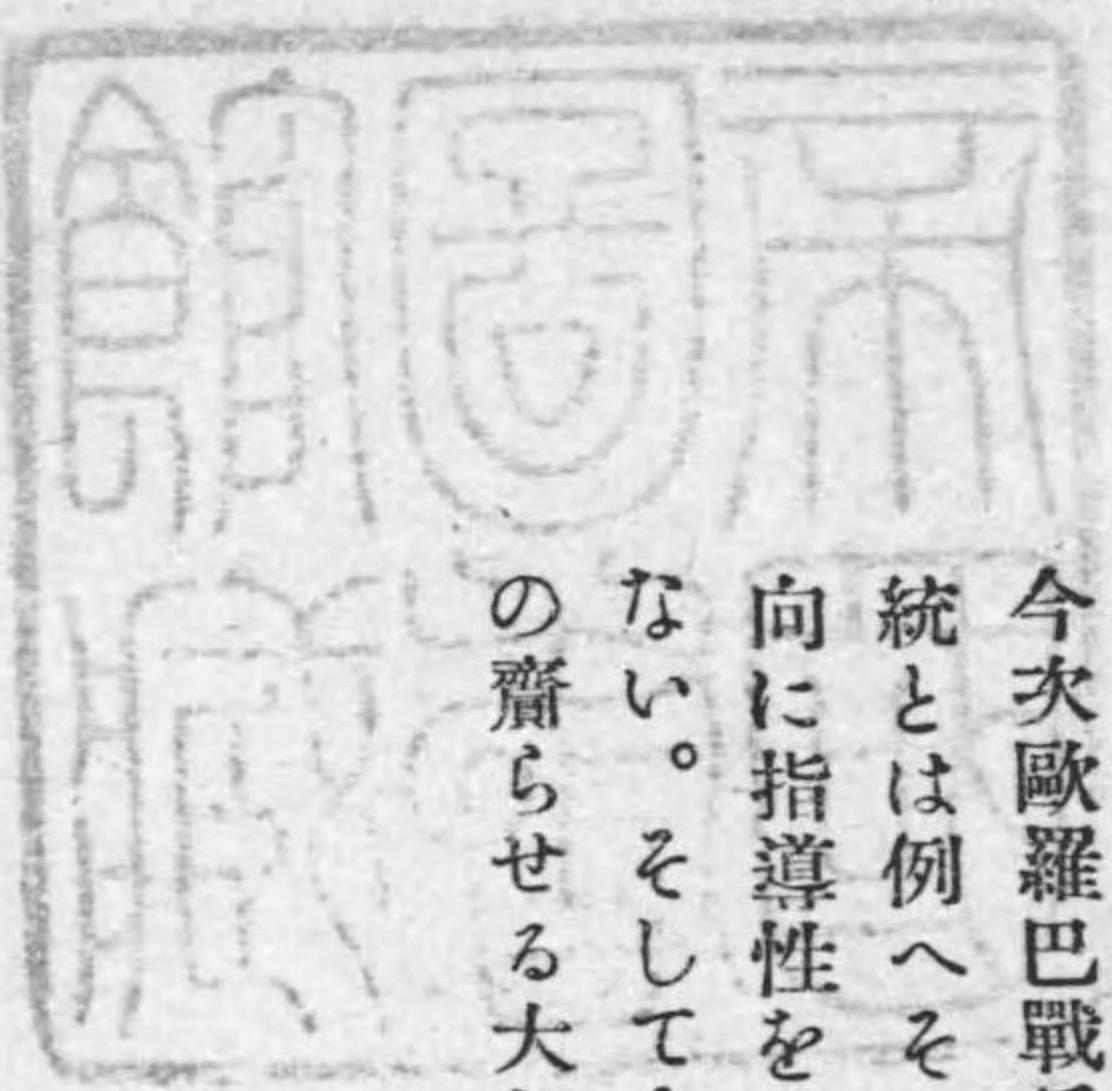


獨・澳併合の眞相に就いて(一)

目 次



特255
851



獨・奥併合の眞相に就いて (一)

本稿の如き歴史的なる材料を此處に掲載する所以は、この一事實に據つて今次歐羅巴戰爭の眞因を探り、且つ民族の純血の上に築かれたる文化と傳統とは例へその環境が暴戾なる權力の強壓の下に置かるゝと雖も必然の方に向に指導性を求めて發達するものであるといふことを銘記しなければならない。そして今日盟邦獨逸が歐洲を席捲し赫々たる戰果の中にも獨奥地の齎らせる大なる素因のありしことを忘れてはならない。

(THE TRUTH ABOUT THIS WAR より)

國際思想研究所譯著

オーストリアは從來より獨逸國家構成領土の一部であつた。この百年間の同國の歴史を検討するも、それは獨逸と共に自治的發展を遂げて來た事實を示すもので、同國

と獨逸との間の經濟的紐帶の緊密性は密接不離なものがある。

一九一四年一一九一八年に亘る前歐羅巴大戰勃發前の大英百科辭典にはオウストリヤ人口の九五パーセント迄は獨逸語を話し餘す所の五パーセント丈けがボーランド、スロヴアキヤ、チエツコ、イタリヤ、クロアチア人としての教養を享けてゐるとある。一八一五年六月にウイン會議に於て獨逸聯邦條約が締結され、オウストリヤ、プロシア、デムマーク、ネザーランド等も同條約の包含するところとなつたが、所謂オウストリヤ皇帝、或はプロシア王と呼稱するも、それは往時獨逸帝國に附屬せる占領地内に於けるものであつて、テムマークはホルスタイン公の亦、ネザーランドはルクセンブルグ公に對するのと同じ類である。この條約の目的とする所は、獨逸の安全と獨立を保證し且つ聯邦諸國の神聖を維持するにあつたのである。

併し、この聯邦條約は一八六六年にその破約を見た。これに就き一九一〇年の大英百科辭典は次の如く語つてゐる。

『オウストリヤ帝國は數世紀に亘り彼等の祖先が維持し來つた獨逸との關係を解消し、オウストリヤ、チロル、ボヘミヤ、サルジバルグは獨逸人たるの資格を放棄し、且つ、八萬人の獨逸人は同胞との間の政治的連携を切斷したのである。』と。而して、一八七九年に至つて、右の條約に代る獨逸とオウストリヤハンガリー間の新條約が締結された。同條約の成立に就いては

『獨逸とオウストリヤハンガリー間の密接な協力は必ずしも第三國に脅威を與へるものでは無い。否、反対に、このベルリン條約によつて歐羅巴の平和は新に創立されその平和と相互防衛の誓約が實現されるのである。』

と宣言されてゐる。而して一九一八年九月九日、獨逸オウストリヤ政府は獨逸首相宛電報を發して、

『この歴史的變局に際して獨逸オウストリヤ政府は獨逸國民に友好の挨拶を贈り而してその將來に温き希望を述べることを慶ぶものである。余はオウストリヤに於ける

獨逸國民に對して、その國民議會に選良を送るに當つては獨逸國民として政治的秩序を決定するやうその選舉權行使せられんことを冀ふものである。』と言つてゐる。
一九一八年の九月十日には獨逸ボヘミヤヘルサイユ條約に依つて認められたるチエツコスロヴアキアの一部)の地方政府も亦、獨逸オウストリヤ政府と獨逸首相宛メツセトジを贈り、

『獨逸ボヘミヤ地方政府は獨逸オウストリヤ政府より獨逸首相宛發せられたメツセトジを堅く支持するものであることを宣言する。而して、現在の政局の情勢は歐羅巴に於て吾々を獨逸との連繫に益々鞏固に結び付くるものである事を確信をもつて期待する次第である。』と。

而して、獨塊同盟條約の第二條は一九一八年九月十二日ドイツオウストリヤ地方國民議會を異議なく通過した。その第二條には、『獨逸オウストリヤは獨逸共和國の一部である。獨逸オウストリヤが獨逸共和國を認むることによつて、法律的に、獨逸オ

ウストリヤの協力を規定する特別法が正に制定さるゝのである。これは、獨逸共和國の憲法及び法律の効用が同様に、獨逸オウストリヤにも適用さるゝことを意味するものである。』と明言してゐる。

同時に、一九一八年九月三十日、獨逸オウストリヤ外務大臣より獨逸國民代表ハーセ氏宛ての書翰には、

『獨逸オウストリヤは、地方政治代表機關の決意に依り、今日より五十二年前強制分離を餘儀なくせられたる獨逸國民との提盟を取り戻すものである。』と、決意の鞏固の程を表明してゐる。この再度の提盟實現に拂はれた種々の努力は、この聯邦諸國間相互の理解を促進するに役立つた。フランスの外務大臣は M・ピコン氏はこの合併問題に就き一九一八年十二月二十九日代表會議に於て次ぎの如き聲明を發し、

『獨逸オウストリヤの合併問題は未解決の儘残されてゐる。獨逸の新制體がオウストリヤの廢絶を意味することなるは、吾々が獨逸の勢力を殺ぎこれを均衡の状態に

置かうとする聯合國側の權威に動搖不定の感を與へ、且つ獨逸をしてチエツコスロヴ
アキア、ボトランド、及びユーゴースロヴィヤの外廓に殘存するオウストリヤ民族に
對する保障の機會を奪はしむるものと言はねばならない。』と。

それにも拘らずこの運動は早くも緒につき、一九一九年二月四日に獨逸オウストリ
ヤ國民議會に提出され異議なく解決されてしまった。即ち、

『獨逸オウストリヤ地方國民議會は、獨逸國民議會が獨逸オウストリヤ議會を堅く
連携を保つ可き事に希望と確信を抱くものである。而して、この事たるや一八六年
その分裂を強制された兩國間の連携を再現し、獨逸オウストリヤ國民を終始獨逸國民
との母國に結合せしむるものである。』と決議したのである。

更に一九一九年二月六日、ウェマール國民議會では、國民代表がその決意を表明し
『國民議會は將來獨逸政府に強力なる權力を賦與し、獨逸オウストリヤ自由國政府
との間に速かに協議を開始す可きことを期待する。然らば、我々は同心同體の國民と
には、

なり得るであらう。即ち、この議會は獨逸とオウストリヤ兩國民が形式的國境を越え
一視同仁の結盟を作り上げるのである。』と。

次いで一九一九年三月十二日、獨逸の獨逸オウストリヤに對する國民議會法第一條
には、

『獨逸本國國民議會はオウストリヤ地方國民議會を行政上認められたる機關とし、
その決議を左の如く嚴肅に認可するものである。

(一) 獨逸オウストリヤは民主共和國とし、總て、政治機關長官の任命は人民投票
に依るものとす。

(二) 獨逸オウストリヤは獨逸帝國の一部を構成す。

×

×

×

×

さて、一九一九年五月に成立したベルサイユ平和條約の第八〇條を見ると、

『獨逸は國際聯盟主要國とオーストリアの間に取極められたる條約に従つて、その條約に規定されたる國境内のオーストリアの獨立を尊重す可きこと肯認す可し。又、この獨立は國際聯盟委員の承諾なくして他國と同盟を爲し能はざるものとす。』とある。

所が吾々はこの約文の用語を吟味するに先だつて必要なことはJ・M・ケーネー氏の書いた“平和の經濟的結末”なる意味深々たる本を味讀することである。これは一九二十年に著述されてゐるが、この中で、彼は平和會議に於けるウイルソンの態度に言及し、條約の用語に就いて要慎深く語つてゐるものがある。即ち、彼は、

『大統領ウイルソン氏の生涯の運命を賭した危極に於ける彼の立場はそれにも拘らず極めて孤獨なものだつた。舊世界の秩序の數々の煩勞に惱み抜き、實は、同情、道義的支持、或は大衆の後援とかを必要とする立場にあつたのであるが、彼は、然るに單に會議にのみ汲頭したゝめ外部からの反響を喚ぶ譯に不可なかつたのである。

従つて、彼が制定せんとする條約に對し、感情の波動も激勵や同情の聲も諸國間の中に見る事出來なかつた。巴里の諸新聞は公然と彼に嘲弄の筆を弄するし、國內にある彼の政敵は不在を利し、不利な情勢の誘導に躍起となり、英國は勿論冷淡な批判をもつて臨み、何等責任ある態度を見せなかつたのである。従つて、彼は孤高の途を頑強に獨行するより他なかつたのである。

詰り彼は主義の人として行動に終始した。その十四箇條からなる條約なるものは彼の主義そのもので、條約の用語も何等含蓄なく懸引無しの單なる通解の教書になり終り果て、自己瞞着の智的な仕掛け全然大統領が祖父からモーゼの教書に基いて躾けられて來た通り表記してしまつたと言つて宜いのである。斯くして、獨逸はフランスの許可なくしてオーストリアと同盟すること能はずと言ふ代り條約に依つて取極められた國境内のオーストリアの獨立を尊重すべしとなつたのである。従つて、獨逸は已むなく、このオーストリアの獨立を尊重し聯盟主要國の許可なくしては同盟しない事を

誓約したのである。

同條約は更に、ボーランドにダンチッヒを與ふることを約しその代り自由都市たることを規定し、これをボーランドの慣習法に依る同國國境内に包含し且つ河川法も鐵道法も全部同國の統律のもとに置いて委任したのである。更に同市市民の保障擁護の爲には同市が他國の領有にあつた時と同様に外交處置に關する行動を探り得ることを規定したのであつた。而して、斯く、獨逸國內の河川を外國法の統律下に置き乍ら同條約は國際的宣言を發して

『河川法は一汽船より他の汽船に積荷の積換すると否とに拘らず、その河口をも含めて自然に一國以上の國家の爲に設けられたものである。』と。

斯る例證は枚舉に遑ない。而してこれはフランスの政策を露骨に語つてゐるのである。即ち目的は獨逸の人口に或る制限を加へその經濟力を弱めるにあつ、て單に尊嚴なる言辭と國際平等なる言葉をもつてその正體を偽裝してゐるのである。

この宣言に對し獨逸代表は平和狀態の招來を希望し乍らも拒絕の通告を一九一九年五月に發してゐる。即ち、

『獨逸は曾て過去に於ても亦將來に於ても武力をもつて獨逸とオーストリアの國境を變更するの意志を持つた事は無い。却つて、オーストリアの國民が數千年に亘る祖國獨逸との間の文化と歴史の親密性から兩國の併合を希望するに拘らず、最近それが武力的決斷の前に解消を餘儀なくさへされてゐる。併し獨逸としてはオーストリア國內にある同胞獨逸人の希望を裏切ると誓約することは不可能である。民族自決主義の權利は一般的に平等に賦與さる可きであつて單に獨逸にのみ損害を加ふる目的をもつ可きものであつてはならないのである。如何なる手續法もこの見地からすれば、平和會議に於けるウイルソン大統領の演説に規定されたる主義に牴觸するものと言はねばならない。』と。

而して一九一九年八月十一日に獨逸帝國は憲法を制定してその第二條を

『獨逸帝國の版圖は獨逸國の領土をもつて構成す、他の領土は民族自決権に基きその領土國民の希望する場合、法律に依つて獨逸帝國と看做すことを得。』と決議した。

又第六十一條第二項には

『獨逸帝國はオーストリアと同盟の曉に於て獨逸帝國議會とその人民投票數に應じ共有するものとす。而して、斯る時期の到達迄はオーストリア代表は助言者の資格を有するものとす。』

と明記したのである。

これに對し一九一九年九月二日、クレマンソーは平和會議の大統領宛通告を送りこの獨逸憲法第六十一條第二項に就いて、

『國際聯盟主要國は、一九一九年八月十一日制定を見たる獨逸憲法に關する通告を受けた。これをもつて見るに、彼等は、この第六十一條第二項の箇條は一九一九年六月二十八日に決議されたるペルサイユ平和條約第八十條に對し單なる形式的な侵犯

をなせるものと信じてゐる。』

と述べ更に續けて、

『併しこの事は平和條約に對する二重の侵犯である。その一つは第六十一條に於てはオーストリアの獨逸帝國に對する存在を認むると言ふもこれは獨逸帝國を構成する獨逸領土内の共和國に對するも同然の態度で、オーストリアの獨立を尊重する建前と兩立し難きものである。第二には獨逸帝國に對するオーストリアの協力を規定するもこの第六十一條は一般的な政治提携と行爲を創定してゐる點に於て後者の獨立權に對し完全なる矛盾を犯すものである。』と。

從つて、國際聯盟主要國はこの言を用ひ、獨逸憲法第百七十八條の

『ペルサイユ平和條約に規定さる各箇條は何等獨逸憲法に依つて侵犯を受くるものに非ず』とする宣言を想起し、獨逸當局者を召喚し爾後斯る侵犯を再びせざるやうにこの條項の取消方を懲渙する正規の手續を探つたのであつた。詰り、聯盟主要國は平

和條約第四二九條に基き、獨逸帝國が最も主要な點に於て條約侵犯を行へる事實を通告し若しこの通告にして十四日以内に同意を得ざる場合は、直ちにライン右岸まで、聯盟主要國は權限をもつてその占有を延長する旨を傳へたのである。

獨逸オーストリア國民議會は、この憲法變革を受諾する前に、一九一九年九月二日形式的な反対態度を表明した。即ち、

『全世界が神聖獨逸帝國の平和條約に反対を表明する以前に吾が國民議會は此處に一言する。世界はオーストリアの獨立を尊重すると言ふ偽口實のもとに彼等はオーストリア國民から民族自決の權限を奪ひ取つたのである。のみならず、吾等が祖國獨逸に對する親愛の念と經濟上の眞摯なる希求を顧みざる許りか、その文化と政治的生命をさへ蹂躪したのである。併し、吾が國民議會は大戰によつて生起せられた嫌惡反目の情を克服出来る平和の日の到來することを冀望するものである。國際聯盟と雖も獨逸國民に賦與されたる他國民と同等の同盟の權利を永劫に亘つて拒絕することは不可

能であらう。』と。

×

×

×

×

獨逸合併の希望は斯くしてその後も熱心な運動が繼續せられた。斯くして、一九二一年三月、チロル地方政府は同地方の獨逸帝國への合併も一般人民投票に問ふ決意を固めたのである。その結果は賛成一四四、三四一、反対一、七九四、無効三三二となつて現はれ、實にチロル人は九八・五九パーセントの賛成をもつて合併問題を決定したのである。

同様に、ザルデブルグ地方政府も一九二一年五月二十九日にこの合併問題を人民投票に依つて行ふことを決定し、その結果は、賛成一〇三、〇〇〇票、反対八〇〇票、無効八〇〇票を得たのである。即ち、ザルデブルグ人の九九パーセント迄が賛成を表明した譯で而かも選舉權を行使した者人民の殆んど九〇パーセントと言はれる。

これと同時に、シチリヤ地方政府も同問題に對し人民投票の施行を決意した。時日

一六

も同じく一九二一年五月二十九日であつたが、これは國際聯盟側の強力な彈壓に遭ひオーストリアの他の地方の一般人民投票の施行と共に延期を餘儀なくせられたのである。（この稿つゞく）

昭和十七年十二月八日印刷

昭和十七年十二月十二日發行

（非賣）

著者

譯者

水島

齊

發行人

嘉川東洋

東京市芝區三田四國町二ノ二五

印刷所

嘉屋印刷所

東京市麻布區簞笥町六七

發行所

東京市淀橋區柏木一ノ四八

國際思想研究所

電話淀橋(37)一七二〇番

振替東京三三〇一一番

終